

2024年10月7日

危機管理監
各部局長
教育次長
消防長
会計管理者

）様

安芸高田市長 藤本 悦志
(企画部)

2025年度予算編成方針について（通知）

このことについて、安芸高田市財務規則第4条の規定に基づき、2025年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、次の期限までに提出してください。

《提出期限》 2024年11月15日（金）

《目 次》

●2025 年度予算編成基本方針	1
1 国の動向	1
2 安芸高田市の財政状況	1
3 予算編成の基本的な考え方	2
4 重点的に検討すべき項目	2
●予算要求にあたっての留意事項	3
1 総論	3
2 一般事項	3
3 歳入に関する事	4
4 歳出に関する事	5
5 特別会計等に関する事	6

●2025 年度予算編成基本方針

1 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、33年ぶりの高水準の賃上げ実現や史上最高水準にある企業の設備投資など、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇のチャンスを迎えており、「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」をカギに、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていくとしている。

また、「豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」」「豊かさを支える中堅・中小企業の活性化」「投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応」「地方創生及び地域における社会課題への対応」など、賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上により、社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現をしていくとしている。

当面の経済財政運営については、賃上げの流れを中小企業、地方等でも実現するとともに、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、三位一体の労働市場改革、国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組むため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和5年度補正予算並びに令和6年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行するとしている。令和7年度予算編成に向けては、日本経済の新たなステージへの移行に向けた取組の加速、我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とするとしており、こうした国の動向に注視する必要がある。

2 安芸高田市の財政状況

本市の2023年度決算状況を見ると、歳入は、主に地方税の増加により、経常一般財源が約1,650万円の増額となった。歳出は、退職手当組合負担金等による人件費の増加はあったが、物件費における指定管理料の削減や公債費の減少に伴い、経常的支出が約1億9,500万円減少した。経常収支比率は92.1%となり、財政構造の硬直化は改善された結果となった。

しかし、公債費の減少に伴い、交付税措置のある地方債の償還額も減少していくため、人口減少も含めて、今後、普通交付税は減少見込みである。

さらに、エネルギー価格や資材価格等の物価高は依然として続いており、歳出を押し上げる一因となっている。

また、2024年度当初予算において財源不足が生じ、市の貯金である財政調整基金を取り崩して予算を編成した。3年連続で財政調整基金をはじめとする各種基金を取り崩して対処している。

今後、歳入の減少が見込まれる中、公共施設やインフラの維持管理費は本市の大きな課題となっており、少子高齢化が進む中、公共施設等の削減を進めることができなければ、市の財政運営が立ち行かなくなる。

持続可能な財政運営のためには、公共施設やインフラの適正配置、受益者負担の適正化、市のコンパクト化など、人口減少時代に応じた行財政改革が急務である。

3 予算編成の基本的な考え方

2025年度予算は、財政の健全性を保持し、未来に向けて健全な行財政運営を目指すとともに、新たな安芸高田市総合計画のスタートとなる予算として、以下の方針により編成する。

- (1) 限られた経営資源（人・物・財政）において、計画的で持続可能な行財政運営を目指し、「対話による改革」「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」「すくすく子育てとまなび」「ぬくもりのふくしとシニアの底力」「がんばる産業はまちの原動力」の5つのビジョンを柱に取り組む。
- (2) 「ツケを次世代に回さない」ために、財政健全化計画の検証と、財務諸表を活用したコスト意識の改革が大切である。社会保障関係費の増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供できるよう、全ての事務事業の優先順位や予算配分を検証するとともに、市税の収納率の向上、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進等による資金調達を図る。
- (3) 人口減少、少子高齢化、社会インフラの老朽化など山積する課題に対し、必要な政策や施策を立案し、速やかに実行していくため、持続可能な行財政運営に向けた財政の健全化を進める。

4 重点的に検討すべき項目

(1) 事務事業の検証

全ての事務事業において、2024年度を取組を踏まえた実績や効果を精査し、客観的事実に基づいたうえ、ゼロベースで見直すこと。

(2) 公共施設等の統廃合、除売却、最適化の推進

「安芸高田市公共施設等総合管理計画（2022年9月改訂）」及び「安芸高田市個別施設計画（2023年12月改訂）」をベースに検討すること。統廃合済みの公共施設に係る運営経費・維持管理経費等については、予算の皆減を織り込むこと。

(3) 公営企業会計補助金等の縮減

公営企業会計や特別会計の収支を精査し、財源を安易に一般会計に依存することなく、より効率的な運用に努め、基準外繰出を縮減すること。

2025年度も歳入減歳出増の収支不均衡状況のなかでの予算の編成となるので、不用不急のものは排除し、効果のない事業については直ちに廃止するなど、内容を最大限精査した上で予算要求すること。

●予算要求にあたっての留意事項

1 総論

当初予算要求書の提出にあたっては、本予算編成方針に基づくとともに、「第3次安芸高田市総合計画に向けた実施計画」、「財政健全化計画 第4次改訂版」等を踏まえ、事業の徹底的な見直し、部局横断的な連携、創意工夫した最適な予算要求を期待する。

2 一般事項

(1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行うため、次のとおり予算要求基準を設定した。

【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 (一般財源ベース)
1 職員給与費・扶助費・公債費等の義務的経費 ※ 議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む ※ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	所要見込額
2 災害復旧事業費	所要見込額
3 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上される事業	シーリング対象
4 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上される事業以外	原則、認めない
5 維持補修費	シーリング対象
6 施設管理経費	シーリング対象
7 一般事業費（積立金・予備費除く）	シーリング対象
8 重点事業費 ※ 市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

※ シーリング対象の合計が2024年度当初予算合計の89.1%の範囲内を基準とする。

(2) 予算編成事務

部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底して事業を精査し、優先配分など部局内で調整すること。特に、新規事業を予算化するときは、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

(3) 歳入歳出予算要求書の作成

歳入歳出予算要求書は査定等での使用を想定しているため、精緻な積算を行い、単価の根拠と積算根拠を必ず記入すること。施設名、内容、必要性等も明確に記載すること。

3 歳入に関すること

(1) 市税

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のために、収納目標を設定し、予算に反映させること。

(2) 使用料・手数料・財産貸付収入

各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を漏れなく反映させ、適正な料金収入を確保すること。市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を徹底し、安易な減免措置は厳に慎むこと。滞納整理の促進など、一層、徴収努力を行うこと。

(3) 国・県支出金

制度の動向や内容を十分に把握し、交付基準に基づいて計上すること。減収が見込まれるときは、事業の縮小などにより対応すること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬようくれぐれも留意すること。電算システムには、必ず補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

(4) 寄附金

ふるさと納税や企業版ふるさと納税を積極的に活用し、事業への共感や賛同を集めることで、資金調達を図ること。

(5) 地方債

将来の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。計上したいときは、必ず財政課と事前協議すること。

(6) 新たな財源の確保

遊休地の処分や企業広告など、あらゆる視点から新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。それぞれの事業において、国・県の補助金や外郭団体等からの助成制度を十分調査し、財源の確保に努めること。

(7) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

4 歳出に関すること

(1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

(2) 会計年度任用職員

給料・報酬・手当・費用弁償を、過誤のないよう計上すること。現行・新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済のものを要求すること。

(3) 報償費

要綱などで任意に設置している審議会等は、必要性、事業効果を見直すこと。報酬条例にない委員会等の謝礼金は、開催回数や時間等を精査し、計上すること。

(4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものを要求すること。宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

(5) 需用費

職員一人ひとりが削減に努めること。当面、物価の高騰が見込まれることから発注方法を工夫するなどコスト削減に最大限努めること。

ア 事務用品等消耗品の購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

イ 光熱水費及び燃料費は、各施設の使用量を把握するとともに、原油価格高騰などの影響を見込み、適正に計上すること。

ウ 食糧費は、原則認めない。

エ 印刷製本費は、部数等を必要最低限とし経費削減すること。両面印刷を心掛け、カラー印刷は極力避けること。大量印刷する場合は輪転機の使用を徹底すること。

オ 修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。

カ 備品の判断については、次のとおりとする。

【判断基準】 ※2016年度から運用
備品の範囲：1品1万円以上の物品
・性質上比較的長く使用保管できるものであっても、1品1万円未満の物品は、10節 需用費の消耗品費とする。
・ただし、図書館、学校等で貸出・閲覧のための図書は金額に関わらず備品とする。

(6) 委託料

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限に活用し、安易に委託を行わないこと。施設等の維持管理業務委託は、必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費を削減すること。特に、指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、管理状況等を厳密に精査したうえで必要経費を積算すること。

(7) 投資的経費（建設事業費）

原則、総合計画実施計画に計上しているものに限り要求できる。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないよう留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行わないこと。また、単独事業は、財源確保を検討すること。

(8) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。また、新規の補助金等を実施するときは、要綱（案）を必ず作成したうえで予算計上すること。

(9) その他の歳出

ア 既存の行事（大会、イベント）等は、必要性の再検討と見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

イ 施設の維持管理は、事業費の縮減を前提とし、「安芸高田市公共施設等総合管理計画（2022年9月改訂）」及び「安芸高田市個別施設計画（2023年12月改訂）」に基づき計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

ウ 地域おこし協力隊員にかかる歳出は、電算システムの積算においてその他の歳出と分けて入力すること。

エ 見積もりの精査不足により、安易に補正での追加予算要求をすることがないように、積算にあたっては精度の向上に努めること。

5 特別会計等に関すること

特別会計や公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。法定繰入金（基準内繰入）以外の財源不足に係る繰入は原則として認めない。安易に一般会計からの繰入金に依存することがないように、健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。